

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 昭和五十一年東京都告示第十二十七号 (東京都消費生活条例の規定に基づく品質表示に関する表示事項等の指定) の一部改正……………一
- (生活文化局消費生活部取引指導課……………一
- 都営住宅の廃止……………二
- (都市整備局都営住宅経営部経営企画課……………二
- 都営住宅の使用料の変更……………四
- (同……………四
- 都営住宅の名称、位置、使用料等……………七
- (同……………七
- 特定都営住宅の廃止……………八
- (同……………八
- 都営改良住宅の廃止……………八
- (同……………八
- 都営改良住宅及び都営再開発住宅の使用料の変更……………八
- (同……………八
- 都営住宅の駐車場の区画数変更……………九
- (同……………九
- 東京都保健医療計画の変更……………九
- (福祉保健局医療政策部医療政策課……………九
- 医療法に基づく医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告することができる事項として知事の定める事項……………九
- (福祉保健局医療政策部医療安全課……………九
- 農地中間管理機構の廃止……………一〇
- (産業労働局農林水産部農業振興課……………一〇

- 農地中間管理機構の指定……………一〇
- (同……………一〇
- 都道の区域変更 (三件)……………一〇
- (建設局道路管理部路政課……………一〇
- 都道の供用開始……………一〇
- (同……………一〇
- 道路法による道路の占用を制限する区域の指定……………一〇
- (建設局道路管理部監察指導課……………一〇
- 都道の供用開始……………一〇
- (建設局道路管理部監察指導課……………一〇
- 道路法による道路の占用を制限する区域の指定……………一〇
- (建設局道路管理部監察指導課……………一〇
- 都立公園の位置、区域及び面積の変更……………一〇
- (建設局公園緑地部公園課……………一〇
- 平成十二年東京都告示第四百五十六号 (河川及び河川管理施設の指定) の一部改正……………一〇
- (建設局河川部指導調整課……………一〇
- 水防法による洪水浸水想定区域の指定……………一〇
- (同……………一〇
- 港湾施設の供用開始……………一〇
- (港湾局港湾経営部経営課……………一〇
- 東京都港湾管理条例による臨港道路の占用を制限する区域の指定……………一〇
- (同……………一〇
- 港湾施設の変更 (三件)……………一〇
- (同……………一〇
- 東京都立海上公園の区域及び面積の変更……………一〇
- (港湾局臨海開発部海上公園課……………一〇
- 東京都立海上公園有料施設の供用廃止……………一〇
- (同……………一〇
- 平成十六年東京都告示第五百二十八号 (都立海上公園有料施設の利用券の様式) の一部改正……………一〇
- (同……………一〇
- 平成十七年東京都告示第三百三十二号 (東京都の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関) の一部改正……………一〇
- (会計管理局管理部分金管理課……………一〇
- 平成十七年東京都告示第五百九号 (地方公営企業法の財務規定等が適用される東京都の経営する事業の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関) の一部改正……………一〇
- (同……………一〇

- 東京体育館の休館日の変更……………(オリンピック)
- ク・パラリンピック準備局スポーツ推進部調整課……………二四
- 東京体育館の開場時間の変更……………(同……………二四
- 駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日……………(同……………二四
- 駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日の変更……………(同……………二四
- 駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日……………(同……………二四
- 駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日の変更……………(同……………二四
- 東京武道館の休館日の変更……………(同……………二五
- 東京武道館の開場時間の変更……………(同……………二五
- 東京辰巳国際水泳場の休館日の変更……………(同……………二六
- 東京辰巳国際水泳場の開場時間の変更……………(同……………二六
- 有明テニスの森公園テニス施設の開場時間の変更……………(同……………二六
- 有明テニスの森公園テニス施設の開場時間の変更……………(同……………二六
- 有明テニスの森公園テニス施設の開場時間の変更……………(同……………二六
- 有明テニスの森公園テニス施設の開場時間の変更……………(同……………二六
- 若洲海浜公園ヨット訓練所の開場時間の変更……………(同……………二六
- 武蔵野の森総合スポーツプラザの休館日の変更……………(同……………二七
- 東京都障害者総合スポーツセンターの休業日の変更……………(同……………二七
- 東京都多摩障害者スポーツセンターの休業日の変更……………(同……………二七
- 公共施設の整備に関する工事完了……………(同……………二七
- (都市整備局市街地整備部再開発課……………二七
- 東京都通称道路の変更……………(建設局道路管理部路政課……………二七

告示

●東京都告示第四百二十八号
昭和五十一年東京都告示第十二十七号 (東京都消費生活条例の規定に基づく品質表示に関する表示事項等の指定)

の一部を次のように改正する。

平成三十年三月三十日

東京都知事 小池 百合子

表一 十九の項から二十五の項までを次のように改める。

十九から二十五
まで 削除

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

●東京都告示第四百二十九号

次の一般都営住宅を廃止したので、東京都営住宅条例
(平成九年東京都条例第七十七号) 第三条第三項の規定に

より告示する。

平成三十年三月三十日

東京都知事 小池 百合子

名 称	位 置	構造及び規模	戸 数
幡ヶ谷原町アパート (1、2号棟)	渋谷区幡ヶ谷二丁目四十九番	中層耐火 四五・八平方メートル	五六戸
恵比寿西アパート (1号棟)	渋谷区恵比寿西二丁目十三番	四五・一平方メートル	二四戸
恵比寿西アパート (2号棟)	同右	五六・三平方メートル	三〇戸
桐ヶ丘アパート (N11、N12、N13、N14、 N15号棟)	北区桐ヶ丘二丁目十五番	五三・〇平方メートル	一二八戸
桐ヶ丘アパート (N12号棟)	同右	三三・〇平方メートル	四戸
同右	同右	五二・六平方メートル	同右
桐ヶ丘アパート (N16、N17号棟)	北区桐ヶ丘二丁目十七番	五三・〇平方メートル	四四戸
桐ヶ丘アパート (N17号棟)	同右	三三・〇平方メートル	四戸
桐ヶ丘アパート (N18号棟)	同右	二九・一平方メートル	同右
同右	同右	四八・七平方メートル	三二戸
同右	同右	四八・九平方メートル	四戸
桐ヶ丘アパート (N19号棟)	北区桐ヶ丘二丁目十八番	二九・一平方メートル	同右
同右	同右	四八・七平方メートル	三二戸

村山アパート (89、90号棟)	武蔵村山市緑が丘千四百六十 番地	同右	五七・二平方メートル	同右
村山アパート (91、94号棟)	同右	同右	五一・五平方メートル	二〇戸
村山アパート (92、93号棟)	同右	同右	五〇・七平方メートル	五〇戸
村山アパート (95、96号棟)	同右	同右	五六・一平方メートル	八〇戸
村山アパート (97号棟)	同右	同右	五一・〇平方メートル	四〇戸

●東京都告示第四百三十号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第
 三条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次の
 ように変更し、平成三十年四月一日から実施するので、同
 条第三項の規定により告示する。

平成三十年三月三十日

東京都知事 小 池 百合子

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	明石町アパート(4号棟)	中央区明石町2-4	34.3	1	29,600	53,200
一般都営	高層耐火	勝どき二丁目アパート(2号棟)	中央区勝どき2-9	42.0	1	36,900	63,900
一般都営	高層耐火	勝どき六丁目アパート(1号棟)	中央区勝どき6-6	51.2	1	45,100	84,600
一般都営	中層耐火	南麻布四丁目アパート(1号棟)	港区南麻布4-3	34.8	1	30,700	75,000
一般都営	中層耐火	戸山ハイイツアパート(12号棟)	新宿区戸山2	33.8	1	28,500	59,100
一般都営	中層耐火	戸山ハイイツアパート(20号棟)	新宿区戸山2	38.3	1	32,800	60,500
一般都営	高層耐火	戸山ハイイツアパート(10号棟)	新宿区戸山2	40.1	1	34,000	72,800
一般都営	中層耐火	戸山ハイイツアパート(4号棟)	新宿区戸山2	38.3	1	32,700	63,900
一般都営	高層耐火	戸山ハイイツアパート(28号棟)	新宿区戸山2	43.3	1	37,300	65,900
一般都営	高層耐火	西大久保四丁目アパート(1号棟)	新宿区戸山3-18	37.3	1	33,000	61,800
一般都営	中層耐火	立花二丁目アパート(1号棟)	墨田区立花3-24	42.3	2	29,400	45,100
一般都営	高層耐火	白鬮東アパート(5号棟)	墨田区堤通2-5	59.7	1	44,000	64,700
一般都営	高層耐火	白鬮東アパート(6号棟)	墨田区堤通2-5	59.7	1	44,000	64,700
一般都営	高層耐火	立花六丁目アパート(2号棟)	墨田区立花8-8	55.9	1	40,600	71,100
一般都営	中層耐火	亀戸七丁目アパート(9号棟)	江東区亀戸5-7	39.0	1	31,200	41,100
一般都営	高層耐火	辰巳一丁目アパート(86号棟)	江東区辰巳1-10	38.4	1	30,400	46,100
一般都営	高層耐火	南砂五丁目アパート(15号棟)	江東区南砂5-24	37.9	2	30,000	48,100
一般都営	中層耐火	南砂五丁目アパート(2号棟)	江東区南砂5-24	33.4	1	26,400	41,000
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート(21号棟)	江東区東砂2-13	37.9	1	30,100	47,800
一般都営	高層耐火	東雲一丁目アパート(2号棟)	江東区東雲1-8	37.9	1	30,300	44,000
一般都営	高層耐火	南砂四丁目アパート(2号棟)	江東区南砂4-4	34.3	1	27,900	44,400
一般都営	高層耐火	白河一丁目アパート(1号棟)	江東区白河1-5	50.9	1	43,000	74,500
一般都営	高層耐火	東雲二丁目アパート(3号棟)	江東区東雲2-4	51.2	1	42,500	73,500
一般都営	高層耐火	北品川アパート(1号棟)	品川区北品川1-5	41.6	1	36,000	72,100
一般都営	高層耐火	北品川第2アパート(2号棟)	品川区北品川1-7	34.4	1	30,100	67,300
一般都営	高層耐火	北品川第2アパート(2号棟)	品川区北品川1-7	34.4	1	30,500	67,300
一般都営	高層耐火	東品川第4アパート(12号棟)	品川区東品川1-2	34.3	1	29,000	41,100
一般都営	高層耐火	東品川第3アパート(6号棟)	品川区東品川3-32	34.3	1	29,900	43,000
一般都営	高層耐火	東品川第3アパート(11号棟)	品川区東品川3-32	37.9	2	32,500	45,700
一般都営	高層耐火	東品川一丁目アパート(7号棟)	品川区東品川1-8	55.9	1	50,400	92,800
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート(4号棟)	品川区八潮5-1	59.6	1	52,300	91,400
一般都営	中層耐火	大森西三丁目第4アパート(2号棟)	大田区大森西3-10	51.2	1	43,300	70,100
一般都営	中層耐火	大森西四丁目第2アパート(12号棟)	大田区大森西4-13	55.9	1	46,300	78,200

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	多摩川二丁目第2アパート(19号棟)	大田区多摩川2-24	48.1	1	40,500	70,400
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート(2号棟)	大田区大森東1-31	59.6	1	50,100	81,400
一般都営	中層耐火	大森西一丁目第3アパート(10号棟)	大田区大森西1-11	59.6	1	50,500	68,900
一般都営	中層耐火	八幡山三丁目アパート(14号棟)	世田谷区八幡山3-9	42.3	1	35,000	68,500
一般都営	中層耐火	代田一丁目第2アパート(5号棟)	世田谷区代田1-10	39.0	1	32,400	59,900
一般都営	中層耐火	笹塚二丁目アパート(14号棟)	渋谷区笹塚2-34	38.7	1	33,000	74,700
一般都営	高層耐火	渋谷東二丁目第2アパート(36号棟)	渋谷区東2-25	34.4	1	30,900	71,300
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート(1号棟)	渋谷区広尾5-7	37.9	1	35,900	79,100
一般都営	高層耐火	丸山二丁目アパート(1号棟)	中野区丸山2-24	40.2	1	29,400	53,000
一般都営	中層耐火	中野本町五丁目アパート(2号棟)	中野区本町5-8	36.4	1	27,300	61,600
一般都営	高層耐火	浮間一丁目第2アパート(7号棟)	北区浮間1-5	48.1	1	39,000	65,600
一般都営	高層耐火	王子三丁目アパート(7号棟)	北区王子3-23	40.7	1	32,200	54,000
一般都営	中層耐火	赤羽北三丁目アパート(3号棟)	北区赤羽北3-9	51.0	1	41,300	71,800
一般都営	高層耐火	南千住二丁目アパート(1号棟)	荒川区南千住2-33	42.2	1	30,400	50,300
一般都営	中層耐火	坂下一丁目アパート(4号棟)	板橋区坂下1-10	36.4	1	26,600	28,800
一般都営	中層耐火	新河岸二丁目アパート(2号棟)	板橋区新河岸2-10	33.4	1	23,800	31,200
一般都営	高層耐火	新河岸二丁目アパート(9号棟)	板橋区新河岸2-10	34.4	2	24,500	36,700
一般都営	中層耐火	前野町六丁目第2アパート(3号棟)	板橋区前野町6-51	55.9	1	43,200	77,200
一般都営	中層耐火	相生町アパート(2号棟)	板橋区相生町24-2	42.3	1	32,000	52,000
一般都営	中層耐火	練馬北町六丁目アパート(5号棟)	練馬区北町6-5	47.5	1	37,200	72,000
一般都営	中層耐火	南田中アパート(34号棟)	練馬区石神井町1-1	36.4	1	27,000	52,100
一般都営	中層耐火	貫井一丁目第3アパート(1号棟)	練馬区貫井1-45	55.9	1	44,100	83,500
一般都営	高層耐火	光が丘第2アパート(5-5-6号棟)	練馬区光が丘5-5	61.4	1	49,300	100,200
一般都営	中層耐火	伊興町第2アパート(1号棟)	足立区西竹の塚1-10	55.9	1	41,400	73,500
一般都営	中層耐火	伊興町第2アパート(3号棟)	足立区西竹の塚1-10	55.9	1	41,400	73,500
一般都営	中層耐火	島根二丁目アパート(3号棟)	足立区島根2-29	36.4	1	25,300	41,700
一般都営	中層耐火	保木間五丁目アパート(2号棟)	足立区保木間5-29	59.6	1	43,400	72,600
一般都営	中層耐火	足立中央本町五丁目アパート(4号棟)	足立区中央本町5-18	55.9	1	41,000	71,300
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目アパート(9号棟)	足立区西保木間3-11	39.0	1	27,000	43,900
一般都営	高層耐火	西保木間三丁目アパート(16号棟)	足立区西保木間3-14	51.2	1	36,800	61,900
一般都営	中層耐火	弘道二丁目アパート(19号棟)	足立区弘道2-13	48.1	1	35,400	61,500
一般都営	中層耐火	六月二丁目第4アパート(3号棟)	足立区六月2-8	51.0	1	37,400	61,300
一般都営	中層耐火	保木間町アパート(4号棟)	足立区保木間1-36	41.6	1	29,500	41,300

種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(6号棟)	足立区南花畑5-15	33.4	1	22,500	33,000
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(11号棟)	足立区南花畑5-15	37.3	1	25,100	39,300
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目アパート(10号棟)	足立区竹の塚7-15	33.4	1	23,000	37,600
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目アパート(16号棟)	足立区竹の塚7-16	33.4	1	22,900	37,600
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート(15号棟)	足立区西保木間4-5	33.4	1	23,000	37,600
一般都営	高層耐火	西保木間四丁目アパート(16号棟)	足立区西保木間4-5	37.9	1	26,200	40,500
一般都営	中層耐火	谷在家アパート(8号棟)	足立区谷在家3-22	35.7	1	24,400	37,000
一般都営	中層耐火	谷在家アパート(10号棟)	足立区谷在家3-22	33.4	1	22,800	35,100
一般都営	中層耐火	千住元町アパート(1号棟)	足立区千住元町34	33.4	1	23,200	25,900
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート(7号棟)	足立区辰沼1-2	33.4	1	22,900	35,600
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(7号棟)	足立区六木1-5	35.7	2	24,400	37,400
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(11号棟)	足立区六木1-5	35.7	2	24,400	37,400
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(16号棟)	足立区六木1-5	37.7	1	25,600	39,100
一般都営	高層耐火	六ツ木町アパート(18号棟)	足立区六木1-5	40.5	1	27,800	43,200
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(2号棟)	足立区花畑8-3	41.7	2	28,500	41,300
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(18号棟)	足立区花畑8-5	38.3	1	26,100	37,900
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(19号棟)	足立区花畑8-5	41.7	1	28,500	41,300
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(6号棟)	足立区舎人6-12	51.0	1	35,900	47,500
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(12号棟)	足立区舎人6-13	51.0	1	35,900	47,500
一般都営	高層耐火	舎人町アパート(14号棟)	足立区舎人6-14	43.6	2	30,700	40,900
一般都営	高層耐火	六木三丁目アパート(6号棟)	足立区六木3-39	55.9	1	40,200	67,800
一般都営	高層耐火	足立入谷町アパート(3号棟)	足立区入谷8-16	55.9	2	40,000	65,200
一般都営	中層耐火	足立入谷町アパート(1号棟)	足立区入谷8-2	55.9	1	40,200	65,000
一般都営	中層耐火	青井三丁目第2アパート(2号棟)	足立区青井3-31	51.0	1	37,800	69,100
一般都営	中層耐火	青井三丁目アパート(5号棟)	葛飾区青戸3-3	42.3	1	31,200	55,500
一般都営	中層耐火	亀有二丁目第4アパート(1号棟)	葛飾区亀有2-11	59.6	1	45,600	87,200
一般都営	中層耐火	東金町五丁目アパート(1号棟)	葛飾区東金町5-28	55.9	1	41,200	69,000
一般都営	高層耐火	葛飾新宿一丁目アパート(1号棟)	葛飾区新宿1-2	48.1	1	35,300	60,900
一般都営	中層耐火	西亀有二丁目第2アパート(2号棟)	葛飾区西亀有2-24	59.6	1	45,700	90,400
一般都営	中層耐火	柴又一丁目アパート(1号棟)	葛飾区柴又1-38	51.0	1	37,800	65,000
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(2号棟)	葛飾区西新小岩1-1	55.9	1	42,400	67,500
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(2号棟)	葛飾区西新小岩1-1	51.2	1	38,900	63,400
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(1号棟)	葛飾区西新小岩1-1	55.9	1	42,400	67,500

種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	西新小岩二丁目アパート(3号棟)	葛飾区西新小岩2-1	55.9	1	42,600	79,700
一般都営	中層耐火	西水元五丁目アパート(3号棟)	葛飾区西水元5-4	59.6	1	43,600	72,100
一般都営	中層耐火	西瑞江第2アパート(12号棟)	江戸川区西瑞江4-25	59.6	1	46,600	68,600
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(6号棟)	江戸川区平井3-4	34.4	1	25,500	42,800
一般都営	高層耐火	平井一丁目アパート(12号棟)	江戸川区平井3-4	34.4	2	25,500	42,800
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート(4号棟)	江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,800	83,700
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地(18-6号棟)	八王子市松が谷18	51.1	1	26,300	42,500
一般都営	中層耐火	立川富士見町六丁目アパート(56号棟)	立川市富士見町6-56	52.4	1	28,700	52,900
一般都営	中層耐火	立川富士見町六丁目アパート(57号棟)	立川市富士見町6-57	63.0	1	35,000	62,000
一般都営	中層耐火	立川富士見町六丁目アパート(57号棟)	立川市富士見町6-57	42.3	1	23,500	42,700
一般都営	中層耐火	吉祥寺北町四丁目第3アパート(20号棟)	武蔵野市吉祥寺北町4-1	51.0	1	39,700	86,300
一般都営	中層耐火	境五丁目アパート(1号棟)	武蔵野市境5-28	55.9	1	42,200	81,500
一般都営	中層耐火	下連雀七丁目第2アパート(2号棟)	三鷹市下連雀7-15	55.9	1	41,500	85,800
一般都営	中層耐火	上連雀九丁目第2アパート(1号棟)	三鷹市上連雀9-30	55.9	1	41,000	77,100
一般都営	高層耐火	中原四丁目第2アパート(2号棟)	三鷹市中原4-35	51.2	1	36,300	54,500
一般都営	高層耐火	中原四丁目第1アパート(2号棟)	三鷹市中原4-17	43.9	1	31,300	56,400
一般都営	中層耐火	野崎アパート(1号棟)	三鷹市野崎2-2	51.0	1	36,200	64,000
一般都営	中層耐火	上連雀九丁目アパート(3号棟)	三鷹市上連雀9-12	42.3	1	30,900	59,500
一般都営	中層耐火	府中美好町一丁目アパート(2号棟)	府中市美好町1-9	62.1	1	39,700	83,200
一般都営	中層耐火	府中栄町一丁目第2アパート(1号棟)	府中市栄町1-3	55.9	1	33,600	77,900
一般都営	中層耐火	府中新町二丁目第2アパート(1号棟)	府中市新町2-57	62.1	1	38,700	87,600
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(1号棟)	調布市国領町3-8	53.5	1	29,900	64,400
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(5号棟)	調布市国領町3-8	45.1	1	25,200	54,300
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(7号棟)	調布市国領町3-8	51.2	1	30,600	73,500
一般都営	中層耐火	調布富士見町四丁目第2アパート(3号棟)	調布市富士見町4-6	62.1	1	37,900	86,500
一般都営	中層耐火	下石原第2アパート(1号棟)	調布市下石原1-15	55.9	1	33,500	77,900
一般都営	中層耐火	成瀬アパート(17号棟)	町田市成瀬7-10	55.9	1	30,600	59,100
一般都営	中層耐火	忠生四丁目アパート(2号棟)	町田市忠生4-12	62.1	1	33,900	62,900
一般都営	高層耐火	武蔵岡アパート(10号棟)	町田市相原町3190	55.9	1	30,400	59,200
一般都営	中層耐火	小金井東町二丁目アパート(2号棟)	小金井市東町2-4	58.1	1	36,700	85,500
一般都営	中層耐火	秋津町五丁目アパート(2号棟)	東村山市秋津町5-1	62.1	1	37,800	78,200
一般都営	高層耐火	国分寺南町三丁目アパート(25号棟)	国分寺南町3-9	59.6	1	38,400	102,100
一般都営	高層耐火	田無本町四丁目アパート(1号棟)	西東京市田無町4-10	51.0	1	30,200	68,600

種類	構造	名称	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料（円、月額/戸）	近傍同種の住宅の家賃（円、 月額/戸）
一般都営	高層耐火	田無緑町三丁目アパート（3号棟）		西東京市緑町3-8	55.9	1	35,200	77,100
一般都営	中層耐火	田無芝久保四丁目アパート（3号棟）		西東京市芝久保町4-25	60.2	1	37,100	80,400
一般都営	中層耐火	田無南町三丁目アパート（2号棟）		西東京市南町3-23	55.9	1	35,700	81,500
一般都営	中層耐火	田無北原町一丁目アパート（2号棟）		西東京市北原町1-32	60.2	1	37,300	82,800
一般都営	中層耐火	田無本町七丁目アパート（16号棟）		西東京市田無町7-10	62.1	1	37,300	77,200
一般都営	高層耐火	田無芝久保五丁目第2アパート（46号棟）		西東京市芝久保町5-4	55.9	1	34,100	72,200
一般都営	中層耐火	柳沢三丁目アパート（1号棟）		西東京市柳沢2-15	62.1	1	38,400	84,700
一般都営	中層耐火	狛江アパート（18号棟）		狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,100	44,100
一般都営	中層耐火	狛江アパート（19号棟）		狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,000	44,100
一般都営	中層耐火	狛江アパート（21号棟）		狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,100	44,100
一般都営	中層耐火	狛江アパート（32号棟）		狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,600	44,000
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地（3-4-2号棟）		多摩市愛宕3-4	40.1	1	19,200	34,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鶴牧団地（6号棟）		多摩市鶴牧5-40	65.5	1	37,700	71,800

●東京都告示第四百三十一号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三條第二項並びに第十二條第一項及び第三項の規定に基づき、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、同條例第三條第三項の規定により告示する。

平成三十年三月三十日

東京都知事 小池 百合子

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料
改良	中層耐火	西大久保アパート（2号棟）	新宿区大久保3-13	32.6	1	26,400
改良	高層耐火	橋場二丁目アパート（15号棟）	台東区橋場2-16	51.2	1	39,900
改良	高層耐火	橋場三丁目アパート（15号棟）	台東区橋場2-16	43.9	1	34,200
改良	中層耐火	豊洲四丁目アパート（3号棟）	江東区豊洲4-3	36.2	1	28,600
改良	高層耐火	東陽一丁目アパート（5号棟）	江東区東陽1-39	36.6	1	30,100
改良	中層耐火	東砂七丁目アパート（10号棟）	江東区東砂7-13	32.6	1	25,600
改良	中層耐火	幡ヶ谷二丁目第2アパート（55号棟）	渋谷区幡ヶ谷2-55	36.6	1	31,500
改良	中層耐火	阿佐ヶ谷北三丁目アパート（25号棟）	杉並区阿佐ヶ谷北3-32	35.1	1	25,600
改良	中層耐火	浮間一丁目第2アパート（1号棟）	北区浮間1-12	48.1	1	39,200
改良	高層耐火	赤羽西五丁目アパート（1号棟）	北区赤羽西5-12	36.1	1	28,100
改良	高層耐火	荒川七丁目仲道アパート（1号棟）	荒川区荒川7-8	40.6	1	29,600
改良	中層耐火	東和アパート（2号棟）	足立区東和2-6	32.6	1	22,300
再開発	高層耐火	小松川アパート（2号棟）	江戸川区小松川2-1	53.5	1	42,800
再開発	高層耐火	小松川アパート（2号棟）	江戸川区小松川2-1	59.8	1	47,800

●東京都告示第四百三十五号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更する。

平成三十年三月三十日

東京都知事 小池 百合子

名 称 位 置 区画数
久我山一丁目第2アパート 杉並区久我山一丁目 二四区画
1ト駐車場 八番

●東京都告示第四百三十六号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の六の規定に基づき、東京都保健医療計画を変更したので、その内容について、医療法第三十条の四第十五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

東京都知事 小池 百合子

一 縦覧期間

平成三十年四月一日から同年九月三十日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

二 縦覧時間

午前九時から午後五時まで

三 縦覧場所

(一) 東京都福祉保健局医療政策部医療政策課
新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎
二十八階

(二) 西多摩保健所

青梅市東青梅五丁目十九番地の六

(三) 南多摩保健所

多摩市永山二丁目一番地五

(四) 多摩立川保健所

立川市羽衣町二丁目六十三番

(五) 多摩府中保健所

府中市宮西町一丁目二十六番地の一

(六) 多摩小平保健所

小平市花小金井二丁目三十一番二十四号

(七) 島しょ保健所

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎
二十七階

(八) 島しょ保健所大島出張所

大島町元町字馬の背二百七十五番地四

(九) 島しょ保健所大島出張所新島支所

新島村本村六丁目四番二十四号

(十) 島しょ保健所大島出張所神津島支所

神津島村千八十八番地

(十一) 島しょ保健所三宅出張所

三宅村伊豆千四番地

(十二) 島しょ保健所八丈出張所

八丈島八丈町三根千九百五十番地二

(十三) 島しょ保健所小笠原出張所

島しょ保健所小笠原出張所

小笠原村父島字清瀬

●東京都告示第四百三十七号

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条の五第一

項第十三号の規定に基づく、医業、歯科医業若しくは助産師の業務又は病院、診療所若しくは助産所に関して広告することができる事項(平成十九年厚生労働省告示第百八号)第四条第十七号の規定による医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告することができる事項として知事の定める事項を次のように定める。

平成三十年三月三十日

東京都知事 小 池 百合子

東京都難病医療ネットワーク事業実施要綱(平成二十九年十月三十日付二十九福保保疾第千三百九十号)第三の一に規定する東京都難病診療連携拠点病院及び第三の二に規定する東京都難病医療協力病院である旨

●東京都告示第四百三十八号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十四条第一項の規定により農地中間管理事業の全部の廃止を認可したので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年三月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 農地中間管理機構の名称及び住所

(一) 名称 公益財団法人東京都農林水産振興財団

(二) 住所 立川市富士見町三丁目八番一号

二 農地中間管理事業の全部の廃止の日

平成三十年四月一日

●東京都告示第四百三十九号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法

律第百一号)第四条の規定により農地中間管理機構を指定したので、同法第五条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年三月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 農地中間管理機構の名称及び住所

(一) 名称 一般社団法人東京都農業会議

(二) 住所 渋谷区代々木二丁目十番十二号

二 農地中間管理事業を行う事務所の所在地

渋谷区代々木二丁目十番十二号

三 農地中間管理事業の開始の日

平成三十年四月一日

●東京都告示第四百四十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 八王子町田

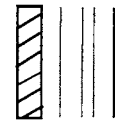
二 変更の区間 町田市山崎町字十三号千八百八十七番三

地先から同所千九百三十六番二地先まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

四 変更の期日 平成三十年四月一日

別
都道八王子町田線
町田市山崎町地内
区域変更略図



都道
市道
廃止区域

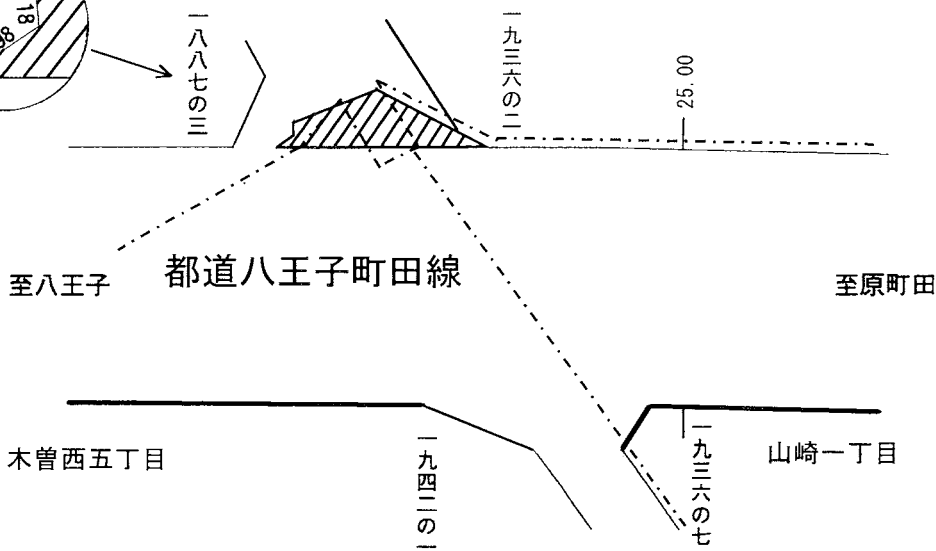
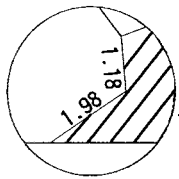
延長
面積
二〇・三七メートル
六二・二九平方メートル



神奈川県
相模原市

町田市

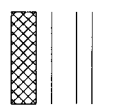
山崎町字十三号



別図

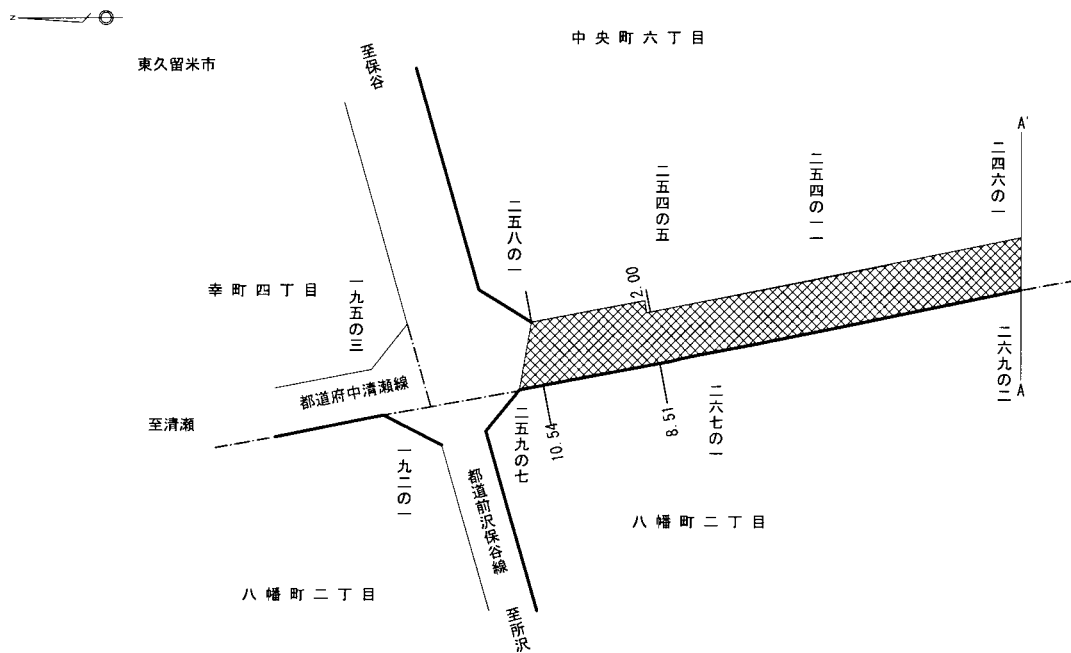
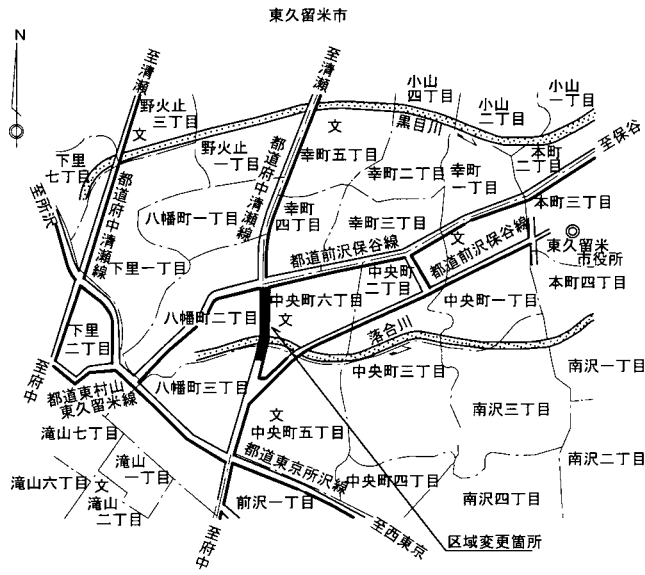
都道前沢保谷線区域変更略図

東久留米市八幡町二丁目～中央町五丁目



 重用編入区域(都道府中清瀬線との重用編入)

延長 四二八・〇三メートル
 面積 四、一一五・八三平方メートル



●東京都告示第四百四十一号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項
 の規定により、都道の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、平成三十年三月三十日から起算して二

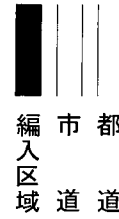
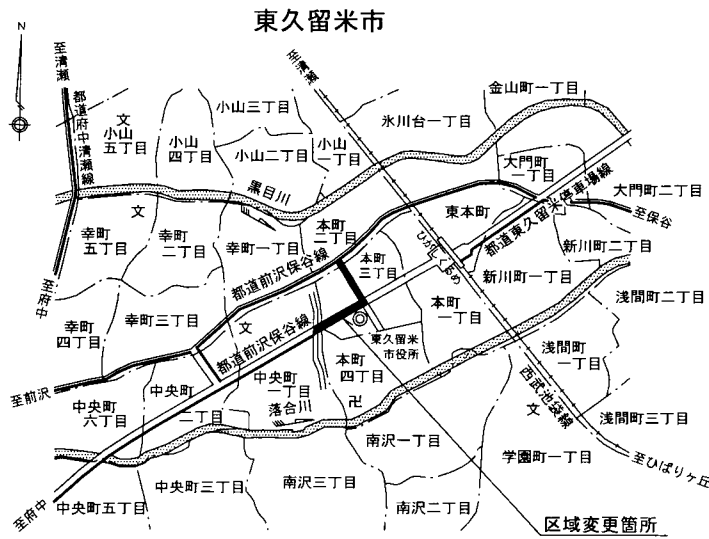
週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
 平成三十年三月三十日
 東京都知事 小池百合子
 一 路線名 前沢保谷
 二 変更の区間 東久留米市八幡町二丁目二百五十九番七

三 変更の概要
 地先から同市中央町五丁目四百三十三番
 一 地先まで
 別図表示のとおり

別図

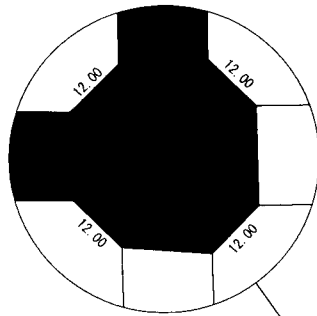
都道前沢保谷線区域変更略図

東久留米市中央町一丁目～本町三丁目



延長 四四七・六〇メートル
面積 七、六一六・〇三平方メートル

拡大図

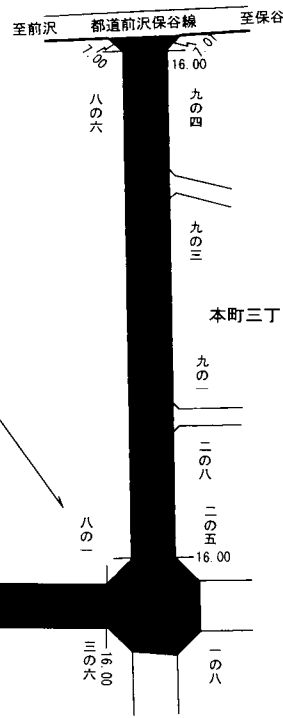
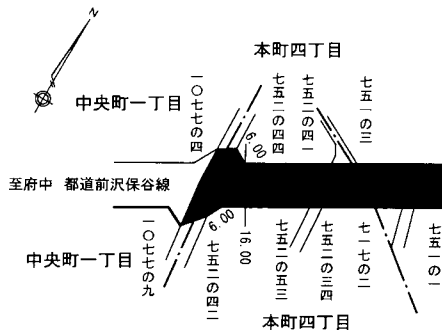


東久留米市

本町三丁目

本町四丁目

本町三丁目



●東京都告示第四百四十二号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成三十年三月三十日から起算して二

週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
平成三十年三月三十日
東京都知事 小池百合子
一 路線名 前沢保谷
二 変更の区間 東久留米市中央町一丁目千七百七十七番九地

三 変更の概要
先から同市本町三丁目九番四地先まで
別図表示のとおり

●東京都告示第四百四十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
平成三十年三月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 前沢保谷

二 供用開始の区間 東久留米市中央町一丁目千七十七番九地先から同市本町三丁目九番四地先まで

三 供用開始の期日 平成三十年四月一日

●東京都告示第四百四十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
平成三十年三月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名

前沢保谷

二 占用を制限する区間

東久留米市中央町一丁目千七十七番九地先から同市本町三丁目九番四地先まで

三 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。)

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

四 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

五 占用の制限の開始の期日

平成三十年四月一日

●東京都告示第四百四十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の都道の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
平成三十年三月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一(一) 路線名 新宿青梅

(二) 供用開始の区間 東村山市栄町一丁目三番五十七地先から同所二番十一地先まで

(三) 供用開始の概要 別図表示①のとおり

(四) 供用開始の期日 平成三十年四月一日

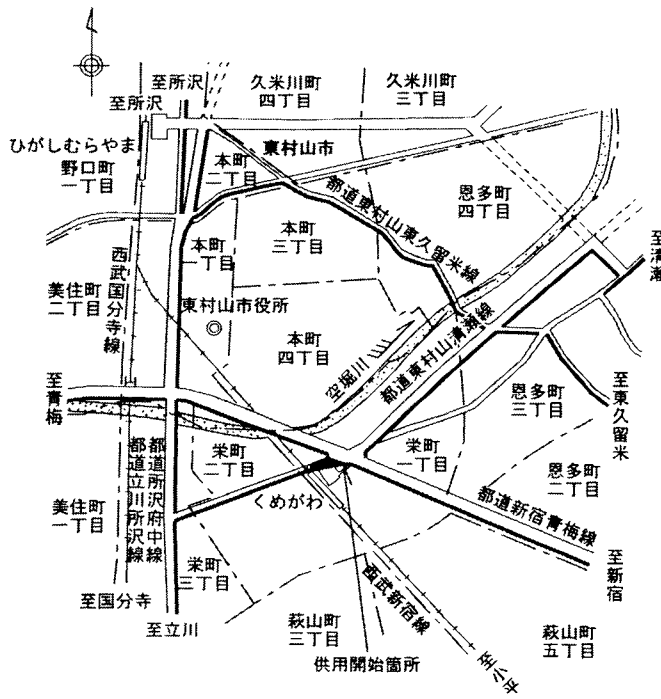
二(一) 路線名 東村山清瀬

(二) 供用開始の区間 東村山市栄町一丁目四番四地先から同所三番五十七地先まで

(三) 供用開始の概要 別図表示②のとおり
(四) 供用開始の期日 平成三十年四月一日

別図

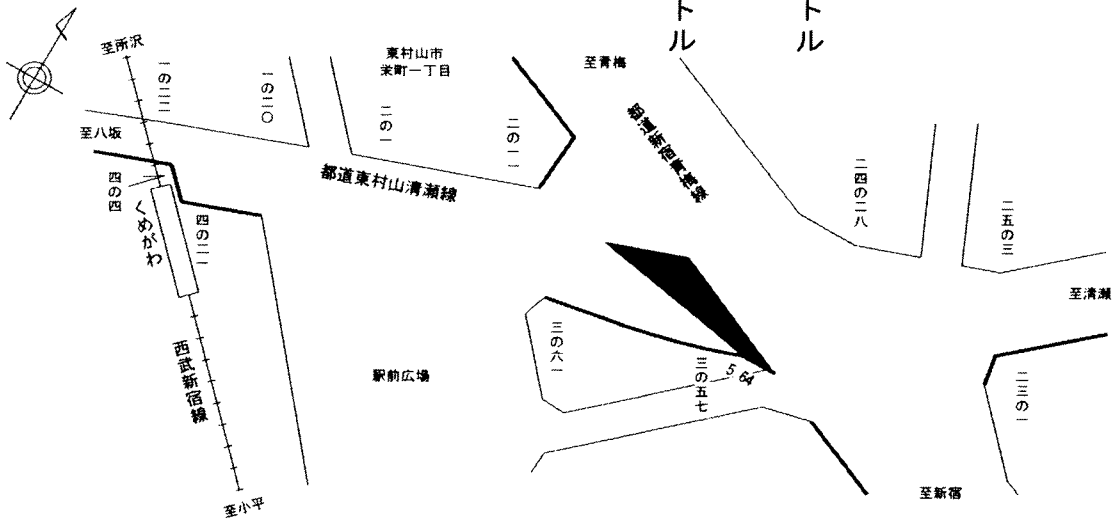
都道新宿青梅線 供用開始略図
都道東村山清瀬線
東村山市栄町一丁目地内



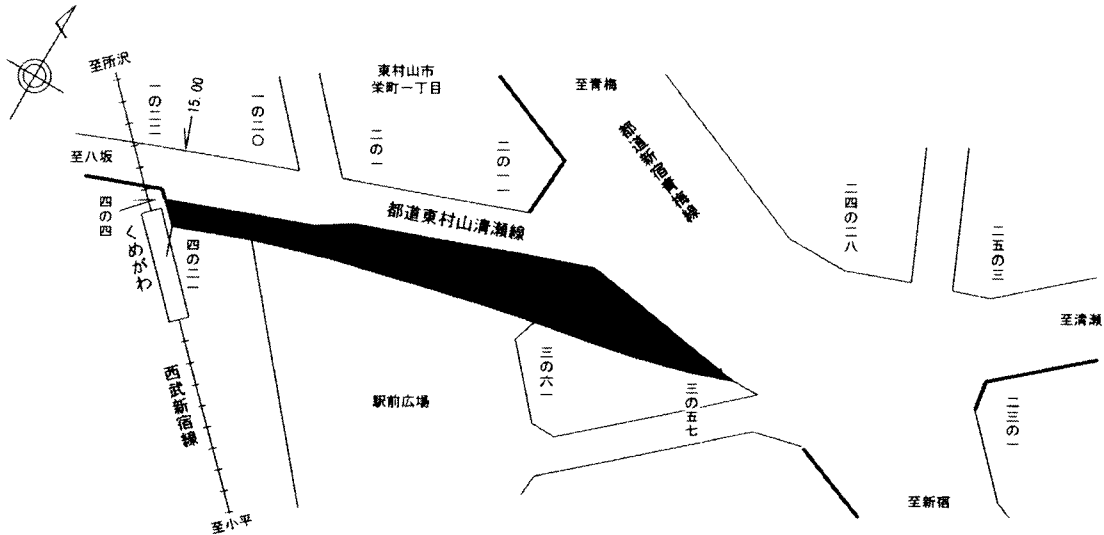
計画線

- ① 都道新宿青梅線
 - 延長 四〇・九〇メートル
 - 面積 一八五・六七平方メートル
- ② 都道東村山清瀬線
 - 延長 一一六・〇八メートル
 - 面積 九六三・五六平方メートル

① 都道新宿青梅線



② 都道東村山清瀬線



●東京都告示第四百四十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一(一) 路線名

新宿青梅

(二) 占用を制限する区間

東村山市栄町一丁目三番五十七地先から同所二番十一地先まで

二(一) 路線名

東村山清瀬

(二) 占用を制限する区間

東村山市栄町一丁目四番四地先から同所三番五十七地先まで

三 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。)

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

四 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

五 占用の制限の開始の期日

平成三十年四月一日

●東京都告示第四百四十七号

東京都立公園条例(昭和三十二年東京都条例第七号)第三条第三項の規定により、東京都立公園の位置、区域及び面積を次のとおり変更する。

平成三十年三月三十日

東京都知事 小 池 百合子

公園名

東京都立善福寺公園

別図(1)のとおり

東京都立善福寺川緑地 別図(2)のとおり

別図(2)のとおり

変更内容

別図(1)のとおり

別図(2)のとおり

別図(2)のとおり

別図(2)のとおり

別図(2)のとおり

別図(2)のとおり

別図(2)のとおり

別図(2)のとおり

別図(2)のとおり

別図(2)のとおり

別図(2)のとおり

別図(2)のとおり

別図(2)のとおり

別図(2)のとおり

別図(2)のとおり



別図(2)のとおり

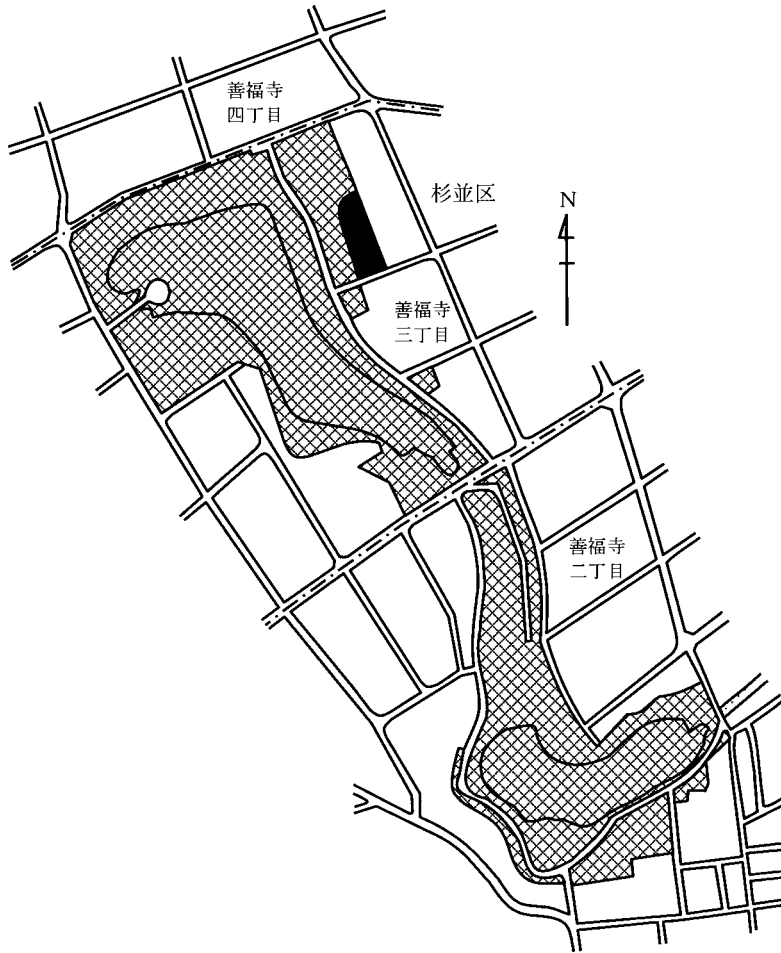
平成三十年四月十六日

別図(1)

東京都立善福寺公園 区域変更略図

変更箇所 杉並区善福寺三丁目



	変更前の区域	面積	七八、六二二・〇三	平方メートル
	追加区域	面積	一、六四二・四四	平方メートル
	変更後の面積		八〇、二六四・四七	平方メートル

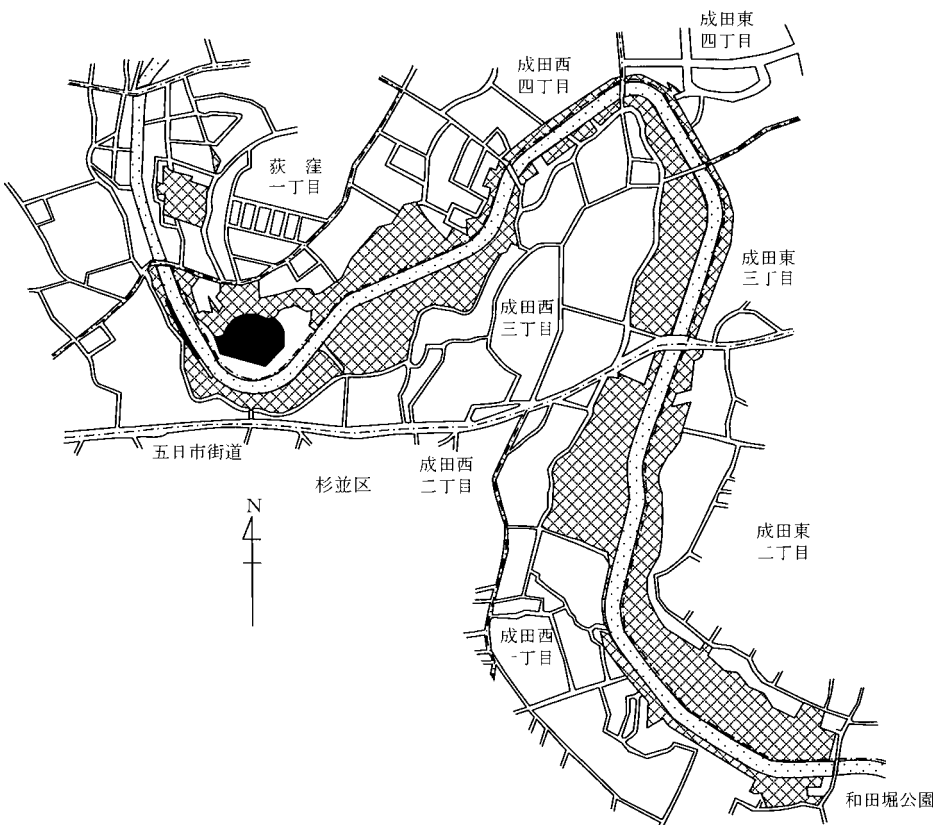


別図(2)

東京都立善福寺川緑地 区域変更略図

変更箇所 杉並区成田西三丁目及び成田西四丁目

	変更前の区域	面積	一七四、一六四・七二	平方メートル
	追加区域	面積	四、六一八・九〇	平方メートル
	変更後の面積		一七八、七八三・六二	平方メートル



●東京都告示第四百四十八号

平成十二年東京都告示第四百五十六号(河川及び河川管理施設の指定)の一部を次のように改正する。

平成三十年三月三十日

東京都知事 小池 百合子

二 河川管理施設の表中

白子川地下調節池	自 練馬区大泉町二丁目地先 至 練馬区高松三丁目地先	を
白子川地下調節池	自 練馬区大泉町二丁目地先 至 練馬区高松三丁目地先	に
古川地下調節池	自 港区三田一丁目地先 至 渋谷区恵比寿一丁目地先	

改める。

●東京都告示第四百四十九号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第一項の規定により、一級河川荒川水系神田川、善福寺川及び妙正寺川の洪水浸水想定区域を指定し、当該洪水浸水想定区域が浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、水防法施行規則(平成十二年建設省令第四十四号)第二条及び第三条第一項の規定により告示する。

なお、当該浸水想定区域、当該水深及び当該継続時間を表示した図面は、東京都建設局河川部防災課、千代田区政策経営部災害対策・危機管理課、中央区総務部防災課、新宿区危機管理担当部危機管理課、文京区総務部防災課、台東区総務部危機・災害対策課、中野区都市基盤部防災分野、

渋谷区土木清掃部管理課、杉並区危機管理室防災課、豊島区総務部防災危機管理課、武蔵野市防災安全部防災課及び三鷹市総務部防災課に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

東京都知事 小池 百合子

●東京都告示第四百五十号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、次の港湾施設を設置し、供用を開始する。

平成三十年三月三十日

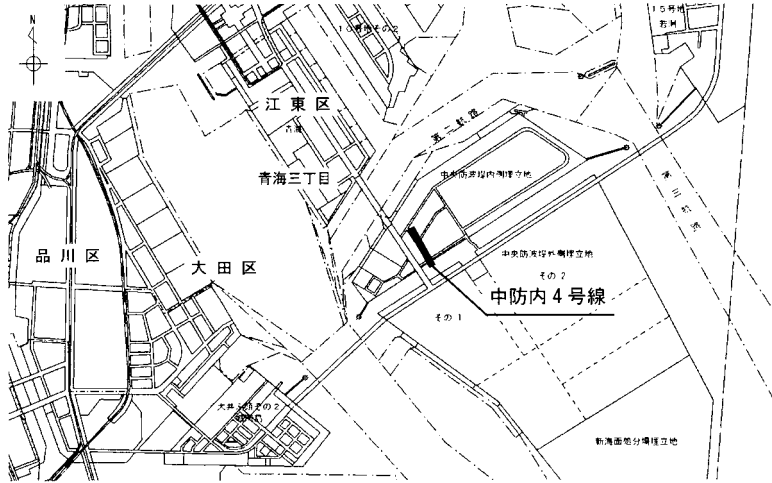
東京都知事 小池 百合子

種類	名称	区間	延長	面積	開始年月日	備考
臨港道路	内四区線	江東区青海三丁目地先	三六五・五〇メートル	九、五〇一・〇三平方メートル	平成三十年四月一日	別図のとおり

別図

中防内4号線道路供用開始略図

江東区青海三丁目地先



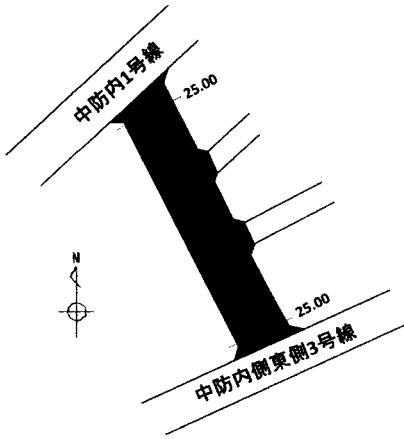
供用開始区域

延長 三六五・五〇メートル
面積 九、五〇一・〇三平方メートル

一般国道

都道

特別区道



●東京都告示第四百五十一号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第十二条第一項の規定に基づき、臨港道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第二項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成三十年三月三十日から起算して二週間港湾局港湾経営部において一般の縦覧に供する。

平成三十年三月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 臨港道路

路線名 占用制限する区域

中防内四 江東区青海三丁目地先
号線

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。)

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合には、この限りでない。

三 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

四 占用の制限の開始の期日

平成三十年四月一日

●東京都告示第四百五十二号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、港湾施設の規模を次のとおり変更する。

平成三十年三月三十日

東京都知事 小池 百合子

種類	名称	変更前	変更後	所在地	変更年
港湾施設用地	晴海ふ頭地区	六一・八二・三・六	五三・二〇〇・三	中央区晴海四丁目及び同区晴海五丁目	平成三十年三月三十日
用地	港湾施設用地	二平方メートル	三平方メートル	同区晴海五丁目	同日
同右	日の出ふ頭地区	四四・五四・四	四七・一四二・六	港区海岸二丁目	平成三十年四月一日
同右	大井ふ頭その二地区	二九〇・二九五・〇	二九〇・四三〇・〇	大田区城南島一丁目、同区城南島二丁目、同区城南島三丁目、同区城南島四丁目、同区城南島五丁目、同区城南島六丁目及び同区城南島七丁目	同右
同右	頭地区	四六九・〇〇二・七	四六八・七五〇・〇	江東区青海二丁目、同区青海三丁目及び同区青海四丁目	同右
同右	朝潮ふ頭地区	九・六八	八・五六七・九六	中央区晴海三丁目及び同右	同右

同右	港湾施設用地	平方メートル	平方メートル	同区晴海五丁目	同右
同右	中央防波堤外側地区	二三四・六六三・一	二四二・一九七・三	江東区青海三丁目地先	同右
同右	港湾施設用地	一三平方メートル	六三平方メートル	同右	同右

●東京都告示第四百五十三号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、港湾施設の規模を次のとおり変更する。

平成三十年三月三十日

東京都知事 小池 百合子

種類	名称	変更前	変更後	所在地	変更年
港湾施設用地	大井ふ頭その一地区	四七二・九〇六	四七三・九七三	大田区東海四丁目、同区東海五丁目	平成三十年四月一日
同右	港湾施設用地	平方メートル	平方メートル	同区東海五丁目	同右

●東京都告示第四百五十四号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、港湾施設の規模を次のとおり変更する。

平成三十年三月三十日

東京都知事 小池 百合子

種類	名称	変更前	変更後	所在地	変更年
冷蔵コンテナ用荷役施設	辰巳ふ頭冷蔵コンテナ用荷役施設	一〇番	一八番	江東区辰巳三丁目三十番	平成三十年四月一日

●東京都告示第四百五十五号

東京都海上公園条例(昭和五十年東京都条例第七号)第四条第二項の規定に基づき、東京都立海上公園の区域及び面積を次のとおり変更する。

平成三十年三月三十日

東京都知事 小池 百合子

- 一 東京都立東京港野鳥公園
 - (一) 区域 別図一のとおり
 - (二) 面積 変更前 二五五・八六四・二六平方メートル 変更後 三六〇・二〇八・五九平方メートル
 - (三) 変更年月日 平成三十年四月一日
- 二 東京都立青海南ふ頭公園
 - (一) 区域 別図二のとおり
 - (二) 面積 変更前 四五・三〇四・〇〇平方メートル 変更後 四三・七六〇・四〇平方メートル

(三) 変更年月日 平成三十年四月一日

東京都立東京港野鳥公園

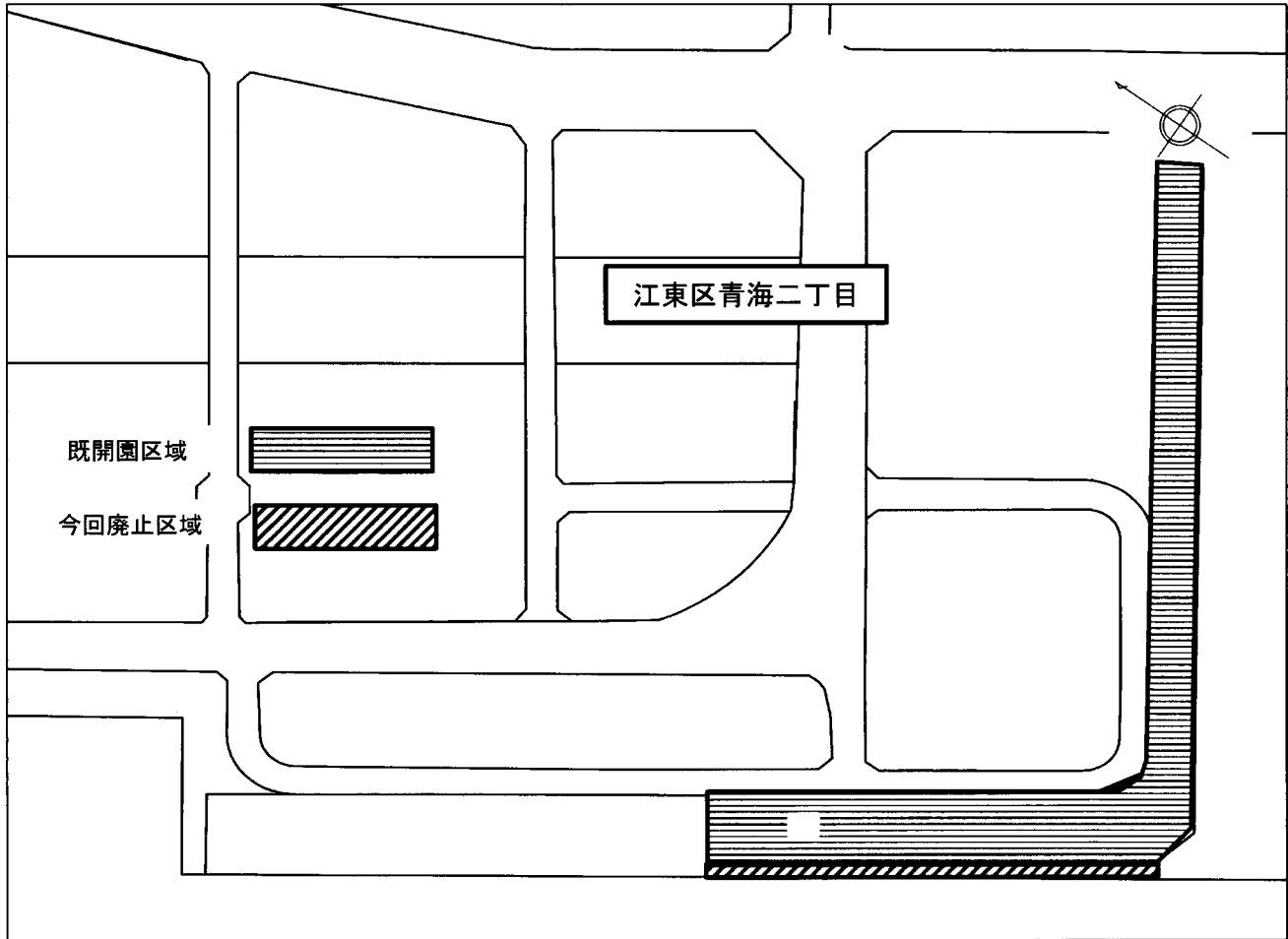
別図1



- 今回開園区域
- 既開園区域

東京都立青海南ふ頭公園

別図2



●東京都告示第四百五十六号

東京都海上公園条例(昭和五十年東京都条例第一百七号)第四条第二項の規定に基づき、東京都立海上公園有料施設の供用を次のとおり廃止する。

平成三十年三月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称 東京都立大井ふ頭中央海浜公園第二球技場

種別 スタンドが付設されている球技場
規模 一面(人工芝九、四六七平方メートル)

廃止年月日 平成三十年四月一日

二 名称 東京都立大井ふ頭中央海浜公園第二球技場附帯施設

種別 球技場附帯施設
規模 会議室三室(六〇・五平方メートル一室、二二・〇平方メートル二室)

廃止年月日 平成三十年四月一日

三 名称 東京都立大井ふ頭中央海浜公園第二球技場附帯設備

種別 球技場附帯設備
規模 放送設備 一式
電光表示装置 一式
夜間照明装置 四基

廃止年月日 平成三十年四月一日

●東京都告示第四百五十七号

東京都海上公園条例施行規則(昭和五十年東京都規則第二百四十二号)第十四条第四項の規定に基づき、平成十六

年東京都告示第五百二十八号(都立海上公園有料施設の利用券の様式)で定めた東京都立大井ふ頭中央海浜公園陸上競技場、第二球技場、第二球技場附帯施設、第二球技場附帯設備、野球場、テニスコート、夜間照明施設及び会議室利用券の様式の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

なお、平成十六年東京都告示第五百二十八号で定めた様式による利用券で、現に残存するものは、所要の修正を加え、使用することができるものとする。

平成三十年三月三十日

東京都知事 小 池 百合子

東京都立大井ふ頭中央海浜公園陸上競技場、第二球技場、第二球技場附帯施設、第二球技場附帯設備、野球場、テニスコート、夜間照明施設及び会議室利用券の様式中「、第二球技場、第二球技場附帯施設、第二球技場附帯設備」を削る。

●東京都告示第四百五十八号

平成七年東京都告示第三百三十二号(東京都の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関)の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月三十日

東京都知事 小 池 百合子

三の表(一)の部株式会社三菱東京UFJ銀行の項中「株式会社三菱東京UFJ銀行」を「株式会社三菱UFJ銀行」に改める。

●東京都告示第四百五十九号

平成十七年東京都告示第五百九号(地方公営企業法の財務規定等が適用される東京都の経営する事業の出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関)の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月三十日

東京都知事 小 池 百合子

二の表(一)の部株式会社三菱東京UFJ銀行の項中「株式会社三菱東京UFJ銀行」を「株式会社三菱UFJ銀行」に改める。

公 告

東京体育館の休館日の変更について

東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第一条第一項ただし書の規定により、東京体育館の施設の休館日を次のように変更する。

平成三十年三月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 施設名及び期日

(一) メインアリーナ及び研修室

臨時開館 平成三十年四月十六日及び同年六月十八日

臨時休館 平成三十年四月十七日から同年四月十九日まで、同年五月二十二日及び同年六月六日

(二) 陸上競技場、屋内プール、トレーニングルーム及び健康体力相談室

臨時開館 平成三十年四月十六日、同年五月二十一日及び同年六月十八日

臨時休館 平成三十年四月十七日から同年四月十九日まで、同年五月二十二日及び同年六月六日

(三) サブアリーナ

臨時休館 平成三十年四月一日から同年六月三十日まで

二 理由

使用者の利便性の向上のため臨時開館し、施設設備の整備、保守点検及び改修工事のため臨時休館する。

東京体育館の開場時間の変更について

東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第二条第一項ただし書の規定により、東京体育館の施設の開場時間を次のように変更する。

平成三十年三月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 施設名

陸上競技場、屋内プール及びトレーニングルーム

二 期日

平成三十年四月一日から同年六月三十日までの日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く開館日

三 開場時間

(一) 月曜日から金曜日まで

午前九時から午後十一時まで

(二) 土曜日

午前九時から午後十時まで

四 理由

使用者の利便性の向上のため

駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日に

ついて

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項の規定により、駒沢オリンピック公園総合運動場の施設を次のように休館する。

平成三十年三月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 施設名及び期日

(一) 陸上競技場

平成三十年四月二日、同月九日、同月十六日、同月二十三日、同年五月七日、同月十四日、同月二十一日、同月二十八日、同年六月四日、同月十一日、同月十八日及び同月二十五日

(二) 第一球技場、第二球技場、補助競技場、軟式野球場及びテニスコート

平成三十年四月九日、同月十六日、同年五月七日、同月二十八日、同年六月四日及び同月十八日

(三) 硬式野球場

平成三十年四月一日から同年六月三十日まで

二 理由

施設設備の整備、保守点検及び改修工事のため

駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、駒沢オリンピック公園総合運動場の施設の休館日を次のように変更する。

平成三十年三月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 施設名及び期日

(一) 体育館

臨時開館 平成三十年五月二十一日
臨時休館 平成三十年四月二日、同年五月七日、同月二十八日及び同年六月四日

(二) トレーニングルーム及び弓道場

臨時開館 平成三十年五月二十一日
臨時休館 平成三十年五月二十八日

(三) 屋内球技場

臨時休館 平成三十年四月二日、同年五月七日、同月二十八日及び同年六月四日

二 理由

使用者の利便性の向上のため臨時開館し、施設設備の整備及び保守点検のため臨時休館する。

駒沢オリンピック公園総合運動場の開場時間の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第二条第一項ただし書の規定により、駒沢オリンピック公園総合運動場の施設の開場時間を次のように変更する。

平成三十年三月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 施設名、期日及び開場時間

(一) テニスコート

平成三十年四月二十三日、同年五月十四日、同月二十八日、同年六月十一日及び同月二十五日

午後零時三十分から午後六時三十分まで

(二) 軟式野球場

平成三十年四月二十三日、同年五月十四日、同月二十八日、同年六月十一日及び同月二十五日
午前八時三十分から午後零時三十分まで

(三) トレーニングルーム

ア 平成三十年四月一日から同年六月三十日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く開館日
午前九時から午後九時三十分まで
イ 平成三十年四月一日から同年六月三十日までの一日
(三)アの期日を除く開館日
午前七時三十分から午後九時まで

午後九時から午後九時三十分まで

平成三十年四月一日から同年六月三十日までの一日

(三)アの期日を除く開館日

午前七時三十分から午後九時まで

二 理由

使用者の利便性の向上、施設設備の整備及び保守点検のため

東京武道館の休館日の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、東京武道館の休館日を次のように変更する。

平成三十年三月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 期日

臨時開館 平成三十年五月二十一日

臨時休館 平成三十年五月十四日

二 理由

使用者の利便性の向上のため臨時閉館し、施設設備の整備及び保守点検のため臨時休館する。

東京武道館の開場時間の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第二条第一項ただし書の規定により、東京武道館の施設の開場時間を次のように変更する。

平成三十年三月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 施設名

トレーニングルーム

二 期日

平成三十年四月一日から同年六月三十日までの日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く開館日

三 開場時間

午前九時から午後十時まで

四 理由

使用者の利便性の向上のため

東京辰巳国際水泳場の休館日の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、東京辰巳国際水泳場の休館日を次のように変更する。

平成三十年三月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 期日

臨時閉館 平成三十年五月二十一日

臨時休館 平成三十年五月二十八日から同年六月一日まで

二 理由

使用者の利便性の向上のため臨時閉館し、施設設備の整備及び保守点検のため臨時休館する。

東京辰巳国際水泳場の開場時間の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第二条第一項ただし書の規定により、東京辰巳国際水泳場の開場時間を次のように変更する。

平成三十年三月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 期日

平成三十年四月一日から同年六月三十日までの日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く開館日

二 開場時間

午前九時から午後十時まで

三 理由

使用者の利便性の向上のため

有明テニスの森公園テニス施設の休館日の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、有明テニスの森公園テニス施設の休館日を次のように変更する。

平成三十年三月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 施設名及び期日

テニスコート（夜間照明設備を備えているもの）、テニスコート（夜間照明設備を備えていないもの）の一部、有明コロシアム及び会議室

臨時休館 平成三十年四月一日から同年六月三十日まで

二 理由

施設設備の改修のため臨時休館する。

有明テニスの森公園テニス施設の開場時間の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第二条第一項ただし書の規定により、有明テニスの森公園テニス施設の開場時間を次のように変更する。

平成三十年三月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 施設名、期日及び開場時間

テニスコート（夜間照明設備を備えていないもの）の一部

平成三十年四月一日から同年六月三十日まで

午前九時から午後五時まで

二 理由

使用者の利便性の向上のため

若洲海浜公園ヨット訓練所の開場時間の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第二条第一項ただし書の規定により、若洲海浜

公園ヨット訓練所の開場時間を次のように変更する。

平成三十年三月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 期日

平成三十年四月二十一日、同月二十二日、同月二十八日から同月三十日まで、同年五月三日から同月六日まで、同月十二日、同月十三日、同月十九日、同月二十日、同年六月二日、同月三日、同月九日、同月十日、同月二十三日、同月二十四日及び同月三十日

二 開場時間

午前八時から午後六時まで

三 理由

使用者の利便性の向上のため

武蔵野の森総合スポーツプラザの休館日の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、武蔵野の森総合スポーツプラザの施設の休館日を次のように変更する。

平成三十年三月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 施設名及び期日

(一) メインアリーナ、会議室及び多目的スペース

臨時開館 平成三十年四月十六日、同年五月二十一日及び同年六月十八日

臨時休館 平成三十年五月十六日

(二) 屋内プール及びトレーニングルーム

臨時開館 平成三十年四月十六日、同年五月二十一日及び同年六月十八日

臨時休館 平成三十年四月十八日、同年五月十六日及び同年六月十三日

(三) サブアリーナ

臨時開館 平成三十年四月十六日、同年五月二十一日及び同年六月十八日

臨時休館 平成三十年六月十三日

二 理由

使用者の利便性の向上のため臨時開館し、施設設備の整備及び保守点検のため臨時休館する。

東京都障害者総合スポーツセンターの休業日の変更について

東京都障害者スポーツセンター条例（昭和五十九年東京都条例第二十四号）第五条ただし書の規定により、東京都障害者総合スポーツセンターの休業日を次のように変更する。

平成三十年三月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 期日

臨時休業 平成三十年四月一日から同年六月三日まで

二 理由

改修工事に伴う施設閉鎖のため

東京都多摩障害者スポーツセンターの休業日の変更について

東京都障害者スポーツセンター条例（昭和五十九年東京都条例第二十四号）第五条ただし書の規定により、東京都

多摩障害者スポーツセンターの休業日を次のように変更する。

平成三十年三月三十日

東京都知事 小 池 百合子

一 期日

臨時休業 平成三十年六月二日

二 理由

施設設備の整備及び保守点検のため

公共施設の整備に関する工事の完了について

東京都計画事業亀戸・大島・小松川第三地区（第六工区）第二種市街地再開発事業の公共施設（中学校）の整備に関する工事が完了したので、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第一百八条の二十第一項の規定により公告する。

平成三十年三月三十日

東京都計画事業亀戸・大島・小松川第三地区第二種市街地再開発事業

施行者 東京都

東京都知事 小 池 百合子

東京都通称道路の変更について

昭和五十九年五月一日に公告した次の通称道路の名称を次のとおり変更する。

平成三十年三月三十日

東京都知事 小 池 百合子
通称道路名の名称変更

変更前
多摩湖自転車道

変更後
多摩湖自転車歩行者道

変更年月日
平成三十年四月一日

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 七〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山二丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001